

佐賀県公共ネットワーク光ケーブル（唐津市和多田）移設工事

特記仕様書

令和5年度

佐 賀 県

第 1 章 総 則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、佐賀県が発注する「佐賀県公共ネットワーク光ケーブル（唐津市和多田）移設工事（以下「本工事」という。）」に適用する。

(概要)

第2条 本工事は、明星電気株式会社の事務所建築（ダイワハウス施工）に伴う、佐賀県公共ネットワーク光ケーブルの移設工事である。なお、管路及び電柱等の設置については本工事対象外とする。

(遵守事項)

第3条 本工事は、本特記仕様書によるほか、次の各号の最新版の図書により施工するものとする。

なお、本特記仕様書に明示されていない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と請負者が協議の上決定するものとし、請負者の一方的解釈によつてはならない。

- (1) 電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 光ファイバケーブル施行要領・同解説（一般社団法人建設電気技術協会編）
- (3) 土木工事施工管理の手引（佐賀県県土整備部）
- (4) 土木工事共通仕様書（佐賀県県土整備部）
- (5) その他関係法令・基準・規格等

(工事の範囲)

第4条 本工事の範囲は、契約書、本特記仕様書及び添付図面に基づき、次の各号に掲げる工事を行うものとする。

- (1) 光ケーブル新設・撤去・接続・試験
- (2) 本工事を行うために必要となる関係官公庁等への諸手続は、本工事の範囲内とする。
- (3) 撤去した光ケーブル等は、本工事内で産業廃棄物処理をすること。

(工期)

第5条 本工事の工期は、契約締結日から令和5年9月30日までとする。なお、工期内には、土曜日、日曜日、祝祭日を含んでいる。

(施工場所)

第6条 本工事の施工場所は、位置図によるものとする。

(提出図書)

第7条 請負者は、次の各号に掲げる図書を同号に定める期日迄に監督職員に提出するものとする。なお、図書関係図面については、電子化し、汎用データファイルを併せて提出すること。

(1) 承諾を必要とする図書

ア 材料の仕様等に関する図書	1部	契約締結後20日以内
イ 光ケーブル敷設系統図	1部	契約締結後20日以内
ウ 主要材料表	1部	契約締結後20日以内

(2) 承諾を必要としない図書

ア 完成図書	1部	完成時
イ 試験成績書	1部	完成時
ウ 工事写真(完成写真含む)	1部	完成時
エ その他発注者の必要とする図書	別途指示	

- 2 前項の図書で、承諾後監督職員が変更を必要とする場合は、その理由を明示して指示するものとし、請負者が変更を必要とする場合は、その理由を明示して監督職員の承諾を再度得るものとする。
- 3 協議事項及び打合せ事項は全て記録整理のうえ、その都度1部提出して監督職員の確認を受け、完成図書とする。

(一般的義務)

第8条 請負者は、本工事の内容を十分理解し、本工事を遂行するに十分な技術と経験を有する現場代理人を本工事に充てなければならない。

- 2 現場代理人は、本工事の内容に精通し、監督職員の指示にしたがって、誠実かつ円滑に施工するものとする。
- 3 現場代理人は、本工事施工中における連絡方法及び連絡場所等を明らかにして、監督職員との連絡を密にしなければならない。
- 4 現場代理人は、別途工事との関連を有する接続及び端子受渡し等について、別途工事責任者及び監督職員と打合せを行い万全を図るものとする。

(検査等)

第9条 本工事の各工程において、次に掲げる検査を行う。なお、請負者は検査等に協力するとともに、検査等に要する測定器及び人員等を請負者負担において準備するものとする。

(1) 監督員による検査及び立会

(2) 本工事の完成時点で、本特記仕様書及び添付図面に基づき工事現場において行う外観及び総合性能等の検査

(技術管理)

第10条 現場施工にあたって、工事の前後及び後日確認困難なものについては、写真管理を行うものとする。

(安全管理)

第11条 工事期間中は、安全巡視員（安全管理員）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等、工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ、安全確保に努めるものとする。

2 作業前はミーティング等の安全に関する打合せを行い、作業中は、必要に応じて交通整理員等の配置並びに標識板、柵等の設置を行い、安全確保、交通事故の防止に努めるとともに、できるだけ他の交通の支障とならないように注意して施工するものとする。

(安全・訓練等の実施)

第12条 本工事に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

(安全・訓練等に関する施工計画の作成)

第13条 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(安全・訓練等の実施状況の報告)

第14条 安全・訓練の実施状況をビデオ等又は工事報告書に記録し、報告するものとする。

(災害防止)

第15条 工事の安全対策については、常に工事の安全に留意し、現場管理を十分行い、災害防止に努めなければならない。

(契約変更)

第16条 本工事の数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとし、この数量に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

(設計参考資料)

第17条 設計図書の外に提示する各種資料は、あくまでも入札参加業者の適正・迅速な見積りに供する為の一資料に過ぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かぬようその防止措置に留意すること。

(公共事業労務費調査に対する協力)

第18条 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、請負者は調査表等に必要事項等を正確に記入し、発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工事経過後においても同様とする。

- 2 調査表を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に請負者がなった場合、請負者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工事経過後においても同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等の提出が行えるよう、請負者は労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(諸経費動向調査に対する協力)

第19条 本工事は、発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合、請負者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。

(腕章の着用)

第20条 現場における責任者の自覚の高揚、並びに現場作業員及び一般住民からみた責任者の明確化を目的とし、腕章を着用するものとする。

- 2 着用の対象者は、現場代理人及び主任技術者とする。
- 3 腕章の仕様は、「土木工事施工管理の手引き（佐賀県県土整備部）」によるものとし、腕の見やすい箇所に着用するものとする。

(主任技術者等の資格)

第21条 本工事の主任技術者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による技術検定のうち電気通信主任技術者（線路技術）資格者証を交付され、かつ5年以上の実務経験を有する者又はこれと同等以上の資格を有する者でなければならない。「又はこれと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第26条に規定した者をいう。

- 2 本工事の監理技術者は、建設業法による監理技術者資格を有する者の申請により、監理技術者資格証を交付された者又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者でなければならない。
- 3 本工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは工事を行う者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による技術検定のうち工事担任者資格者証（DD二種以上）を交付された者又はこれと同等以上の資格を有する者と総務大臣が認定した者でなければならない。

(資格の確認)

第22条 本工事の主任技術者を通知する際は「電気通信主任技術者資格者証」の写し及び5年以上の実務経験を証するもの又はこれと同等以上の資格を証するものを貼付するものとする。

- 2 本工事の監理技術者を通知する際は、「監理技術者資格者証」の写し又はこれと同等以上の資格を証するものを貼付するものとする。
- 3 本工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者若しくは工事を行う者を通知する際は、「工事担任者資格者証」の写し又はこれと同等以上の資格を証するものを貼付するものとする。

(設計図書)

第23条 設計書に添付している図面は、A-4サイズであるが、工事の実施にあたりA-1サイズ図面の貸与が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。なお、貸与した図面の青焼代等必要な費用は、請負者の負担とする。

(秘密の保持)

第24条 請負者は、本工事で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

(ローカル発注への対応)

第25条 請負者は、本工事において下請負人を選定する場合、佐賀県建設工事請負契約約款第7条の2を遵守し、誠実な対応を図らなければならない。

第 2 章 材 料 等 仕 様

(器材等仕様一般)

第26条 本工事に使用する資材等については、次条によるものとするが、監督職員と協議の旨の記載事項がある項については、承諾図・その他にて了解を得たものとする。

(光ケーブル、機器等)

第27条 本工事に使用する光ケーブル及び機器は次のとおりとする。

(1) 光ケーブル

シングルモードファイバ (SM-100C) ドロップケーブル

ア 材 質 石英ガラス 8.6/125

イ 伝送損失 0.4 dB/km以下

ウ 波 長 1.31 μ m

エ 外 被 4Cテープスロット型ラップシースまたは同等の機能を有するもの。

第3章 施 工

(一般事項)

第28条 作業については、作業前に施工詳細について監督職員を含めて十分打合せを行うものとする。

2 作業において、既設機器又はその他の施設に損傷を与えた場合は、全て請負者の負担において修理及び原型復旧するものとする。

(施工)

第29条 本工事の施工にあたっては、現場代理人は対外折衝、技術及び施工詳細にあたり、工事の円滑な遂行を図るとともにその工法、工程についてはあらかじめ計画書を作成し、監督職員と十分な打合せを行い、次の各号に留意して施工するものとする。

(1) 配管配線工事については、添付図面並びに監督職員の指示によるものとする。

(2) 特に注意を要する箇所には、取扱者が容易に理解できる方法で表示するものとする。

(配管配線等)

第30条 本工事における配管配線は、原則的に添付図面に基づき行うものとし、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議を行うものとする。

1 ケーブルの両端末には、行先を表示したマークバンドを取り付けるものとする。

2 九電柱(057#491)～NTT柱(057#492)～支線柱～九電柱(057#581)間にメッセンジャーワイヤを添架する。

3 九電柱(057#491)～NTT柱(057#492)～支線柱～九電柱(057#581)まで、光ケーブルおよびスパイラルハンガーを91m敷設し、新設したメッセンジャーワイヤと一束化する。

4 九電柱(057#491)～九電柱(057#481)～九電柱(057#482)～九電柱(057#581)間の保護カバーおよび光ケーブルを撤去する。

5 工事に際して、周辺住民及び周辺企業様へ十分な工事内容説明を行うこと。

6 その他、施工に際して必要な関係各所への申請を行うこと。

7 道路河川等の占用に伴う申請書等、必要書類の作成を支援すること。

8 道路占用を伴うため、作業時間について関係各所と十分に協議すること。また、交通整理員を十分に配置し、交通事故の防止に努めること。

第 4 章 そ の 他

(現道工事における交通整理員)

第 3 1 条 本工事における交通整理員は、延べ 8 人を計画しているが、現地交通状況等により人数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

2 本工事は交通頻繁な道路における現場であるため、原則として交通整理員は交通誘導警備検定合格者（1 級又は 2 級）を配置することとする。交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、主任監督員が警備員名簿及び教育実施状況等により交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員と認められた者については、この限りではない。

資 格	資 格 要 件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認められた者
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本的教育及び業務別教育（警備業法第 2 条第 1 項第 2 号の警備業務）を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験年数）が 1 年以上である者

(交通安全対策)

第 3 2 条 本工事は、工事中の交通規制に留意し、「道路工事現場における標示施設の設置基準」及び「道路工事保安施設設置基準」等を厳守し、必要な処置を講じなければならない。

(排出ガス対策型建設機械)

第 3 3 条 本工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付建設省経機第 2 4 9 号最終改正平成 1 4 年 4 月 1 日国総施第 2 2 5 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同様の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同様とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。